

みんなで進めるまちづくり

～市内 NPO 法人の活動を紹介します～

魅力ある地域をつくるためには、行政だけではなく、市民の皆さんが積極的にまちづくりに参加することが必要です。

市は、マスタープラン 2017 や相馬市地方創生総合戦略など、今後のまちづくりのあり方を示す計画の中で、「市民の市政への参画を促し、市民や地域コミュニティをはじめ、市民活動団体や特定非営利活動法人（NPO 法人）などと連携して、市民と協働による相馬市づくりを実現するための取り組みを推進すること」と定め、事業を進めています。

■ みんなでまちづくりを進めるために

日ごろから行政区や学校の保護者などによる市民活動団体が、地域の安全や福祉の充実などのためにボランティアで活動し、まちづくりに参画しています。

市民参加の方法の一つとして NPO 活動があり、市内では、約 30 の NPO 法人が身近な課題の解決やまちづくりのため、スポーツや文化の振興、子どもの健全育成、環境保全など、それぞれの特色を生かした分野で活動しています。



原釜尾浜ワンパーク
(尾浜子ども公園指定管理者)

■ NPO (Non-Profit Organization) とは

NPO は、市民を主体として市民の発意により活動する市民活動団体を指します。

収益を目的に事業を行うことは認められていますが、事業で得た収入を構成員で分配することはできないと定められています。

NPO 法人を設立することで、団体名義での契約締結や土地の登記などができるようになり、個人のボランティア活動よりも活動の幅を広げたり、続けやすくなる利点があります。

NPO 法人を設立するためには、県などに申請し、認証を受けることが必要で、設立後は毎年の事業報告や公開などの義務が生じます。

● NPO 法人設立の利点と生じる義務など

利点	<ul style="list-style-type: none"> ▽社会的信用を得やすい ▽団体名で契約でき、資産の管理や事業の請け負いなどがしやすくなる ※令和 3 年度は、7 つの NPO 法人が施設の管理などの市の業務を受託。 ▽補助金や助成金が受けやすい
生じる義務など	<ul style="list-style-type: none"> ▽毎年の事業報告の提出と公開の義務がある ▽納税の義務が生じる（法人税） ※収益事業を行っていない場合など、減免の手続きにより、免除されることがあります。 ▽株式会社のように利益の分配ができない ▽罰則などの規定がある

■ NPO 法人の活動分野

- ▽保健、医療または福祉の増進
- ▽社会教育の推進
- ▽まちづくりの推進
- ▽観光の振興
- ▽農山漁村または中山間地域の振興
- ▽学術、文化、芸術またはスポーツの振興
- ▽環境の保全
- ▽災害救援
- ▽地域安全
- ▽人権の擁護または平和の推進
- ▽国際協力
- ▽男女共同参画社会の形成の促進
- ▽子どもの健全育成
- ▽情報化社会の発展
- ▽科学技術の振興
- ▽経済活動の活性化
- ▽職業能力の開発または雇用機会の拡充
- ▽消費者の保護
- ▽上記の活動を行う運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動 など

■市内 NPO 法人の活動を紹介します

福祉の増進



ライフネットそうま
(高齢者への昼食配達)

文化の振興



相馬生活文化応援隊
(郷土蔵指定管理者)

スポーツの振興



オール相馬軍ソフトボール倶楽部
(光陽ソフトボール場指定管理者)

環境の保全



松川浦ふれあいサポート
(松川浦環境公園指定管理者)

国際協力



国際交流の会
(国際交流イベントの開催)

子どもの健全育成



ふれあいサポート館アトリエ
(中央児童センター指定管理者)

■ 4月1日号より「きらり!そうま」を連載します

広報そうま 4月1日号より、新連載「きらり!そうま」を開始します。
さまざまな分野で活躍する NPO 法人を毎月紹介しますので、ぜひご覧ください。

※ NPO 法人の情報は内閣府 NPO ホームページに掲載されています。



●問い合わせ先 企画政策課 (☎ 37-2132)